

第2次雲南市男女共同参画計画

気づいて築くうんなん プラン

～雲南市DV対策基本計画～

平成27年3月
雲 南 市

はじめに

平成 19 年 3 月に男女共同参画計画「気づいて築くうんなんプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざし、様々な分野での取組を進めてきましたが、固定的性別役割分担意識や慣習・しきたりは、根強く残っており、負担や責任が偏る問題が顕在化しています。また、長引く景気の低迷・雇用環境の悪化、少子高齢化社会の進展、配偶者などからの DV 被害の深刻化、防災における男女共同参画の視点の重要性など、新たな課題への対応が求められています。

国、県の基本計画を踏まえ、新たな課題に対応するため、具体的施策の見直し、「雲南市男女共同参画都市宣言文」を基に新たに「雲南市 DV 対策基本計画」を盛り込み、第 2 次雲南市男女共同参画計画を策定しました。家庭、地域、職場、学校で、誰もがお互いを尊重し、安心していきいきと豊かに暮らしていくためには、男女共同参画社会の実現が必要です。近年、少子高齢化や人口減少が急速に進み、地域社会の絆が弱まりつつある中、地域が活力をもって、新たな課題に対応するためにも男女共同参画社会の視点を取り入れた対応が求められています。

本計画において、「男女の人権尊重のための教育・学習の充実」「ワーク・ライフ・バランスと職場での女性の活躍」「各種団体等への女性の参画と人材育成」「『雲南市 DV 対策基本計画』の推進」「様々な困難を抱える人への相談・支援」を重点的に取り組み、気づいて築く雲南市を築いていくための施策を推進してまいります。

男女共同参画は、あらゆる分野に関わることから、ともに力を合わせ、進めていくことが重要ですので、市民のみなさま一人一人の一層のご理解とご協力をお願ひいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力を賜りました雲南市男女共同参画推進委員会委員のみなさまをはじめ、ご協力いただきました市民のみなさまに心から感謝申し上げます。

平成 27 年（2015 年）3 月



雲南市長
速水雄一

雲南市男女共同参画都市宣言

いのち とうと
一人ひとりの大切な生命、人権の尊さ、そして世界の平和。

私たち雲南市民は、この普遍的な価値を希求し、次の世代が夢ある未来を創造できるよう努力をしていかなければならない。

今こそ、この精神をもとに、すべての男女の人権を尊重し、それぞれの個性と能力を活かし、あらゆる活動に対等に参画できる社会を私たちの雲南市でつくりたい。

この強い決意を胸に、ここに、「男女共同参画都市 気づいて築く 雲南市」を宣言する。

- 1条 「男だから」「女だから」にとらわれず、「自分らしさ」を大切にし、男女共同参画について学び合いましょう。
 - 2条 「やってもらってあたりまえ」、家事・育児・介護を誰かにまかせっきりではなく、家族での話し合いを大切にし、私たちにできることから実行しましょう。
 - 3条 家事・育児・介護など家庭と仕事が両立できる「ワーク・ライフ・バランス^{※1}」に取り組みましょう／推進しましょう。
 - 4条 性別にとらわれず、個性と能力が活かせる職場(働く場)にしましょう。
 - 5条 社会を支えているのは、私たち、みんなです。男女の区別なく、地域活動に参画しましょう。
 - 6条 自治会などにおいて、世帯単位ではなく、全ての人の思いを反映した「一人一票制」を取り入れましょう。
 - 7条 性別による固定的な役割分担や慣習・しきたりを改めましょう。
 - 8条 セクシュアル・ハラスメント^{※2}やドメスティック・バイオレンス(DV)^{※3}などの人権侵害はしません／許しません。
 - 9条 女性も男性もエンパワーメント^{※4}を高める努力をしましょう。市民は、そのチャレンジを応援しましょう。
 - 10条 心配ごとは、自分ひとりで悩まずに身近な人や関係機関などに相談しましょう。

※1「ワーク・ライフ・バランス」：仕事と生活の調和。だれもが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発などの様々な活動を自分が希望するバランスで実現できる状態のこと。

※2「セクシュアル・ハラスメント」：相手の意に反した性的な言葉や身体への不必要的接触などにより、特に雇用の場においては、労働条件について、不利益を受けたり、働きにくくしたりして、女性及び男性労働者の就業環境を害すること。

※3「ドメスティック・バイオレンス」：配偶者やパートナーなど密接な関係にある者からふるわれる身体的、精神的、性的暴力。

※4「エンパワーメント（力をつけること）」：誰もが本来もっている個性や能力を、学習によって引き出し、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

平成 25 年 9 月 30 日 雲南市議会議決

平成 25 年 11 月 30 日 雲南市男女共同参画宣言都市記念式典開催

「平和を」 の都市宣言



世界の恒久平和は、人類共通の願いです。

今、世界では、いのちや人権を軽んじる紛争やテロなどの行為が繰り返され、また、核兵器をめぐる情勢は人々に脅威と不安を与えています。

我が国は、世界唯一の被爆国として、広島、長崎の惨禍を繰り返すことのないよう、核兵器の廃絶と恒久平和を全世界に訴えていかなければなりません。

雲南市は、「平和を」と「如己愛人」の精神により世界に平和を訴え続けられた永井隆博士の有縁の地であります。

私たち雲南市民は、この「平和を」の精神に基づき、心をひとつにして、世界平和実現のために努力することを、雲南市誕生一周年に当たり、ここに誓い、宣言します。

- 1 私たちは、お互いのいのちと人権を尊重し、差別のない思いやりにあふれた明るい社会を築くことに努めます。
- 1 私たちは、次代を担う子どもたちに、戦争の悲惨さと平和の大切さを語り伝え、平和に関する教育の充実に努めます。
- 1 私たちは、世界平和の実現と核兵器の廃絶に努めます。

平成17年11月3日

雲 南 市

◆ 目 次 ◆

| | |
|--|-------|
| はじめに | 1 |
| 雲南市男女共同参画都市宣言 | 2,3 |
| 「平和を」の都市宣言 | 4,5 |
| 1. 計画策定の経過及び趣旨 | 7 |
| 2. 現行計画策定後の状況 | 8 |
| 3. 策定計画の性格と期間 | 9 |
| 4. 雲南市が目指す姿 | 9 |
| 5. 基本理念及び基本目標 | 10,11 |
| 6. 重点的に取り組む事項 | 12 |
| 7. 計画の推進 | 13 |
| 8. 施策体系 | 14,15 |
| 9. 施策内容 | 16 |
| 《基本目標Ⅰ》一人一人が大切にされる「人権文化」の創造 | 16 |
| 《基本目標Ⅱ》あらゆる暴力の根絶と被害者への支援 | 20 |
| 《基本目標Ⅲ》女性が参画しやすい体制をつくり、ものごとの企画や決定に男女ともに 関わることがある環境の整備 | 22 |
| 《基本目標Ⅳ》男女が互いの個性や能力を認め合い、支え合う家庭・地域・職場・学校づくり | 23 |
| 《基本目標Ⅴ》様々な立場にある男女が安心して暮らせる環境の整備 | 30 |
| 《基本目標Ⅵ》《総合的な推進体制の整備》市民参画による男女共同参画推進組織の設置 と男女共同参画推進モデルとしての市役所における環境整備を図ります | 34 |
| 10. 雲南市審議会等（法令・条例）への女性委員の参画状況 | 38 |
| 11. 計画の数値目標 | 39 |
| 12. 参考資料 | 40~50 |
| 13. 用語解説 | 51~53 |

1. 計画策定の経過及び趣旨

雲南市は、2004（平成16）年11月に町村合併し、雲南市男女共同参画推進条例を制定しました。この条例に基づき「雲南市男女共同参画計画」（以下「第1次計画」）は、2007（平成19）年4月から2011（平成23）年3月までの4年間を第1期推進期間、2011（平成23）年4月からの4年間を第2期推進期間としており、第1次計画の計画期間が2015（平成27）年3月で満了するため、新たな計画として「第2次雲南市男女共同参画計画」（以下「第2次計画」）を策定するものです。

雲南市は、「すべての男女の人権を尊重し、それぞれの個性と能力を活かし、あらゆる活動に対等に参画できる男女共同参画社会」の実現を目指して、「雲南市男女共同参画推進条例」に基づき、雲南市の男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、様々な施策を進めてきました。

これまで男女共同参画社会実現に向け、法制度の整備や意識啓発などが行われてきましたが、性別による固定的役割分担意識、社会的な慣習は根強く残っています。少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷に伴う非正規労働者の増加、貧困・格差の拡大、配偶者などからの暴力被害の深刻化、防災・災害復興における男女共同参画の視点の必要性など社会情勢が大きく変化する中、現代社会が抱える様々な課題への対応が必要となっています。

本計画は、「男女共同参画社会実現」を重要な課題と位置づけ、市民一人一人や事業所、各団体などと連携しながら男女共同参画に関する雲南市の施策を推進していくための指針となるものです。これまで以上に市民や市内の事業所、各団体などと密接に関わり、行政として取り組むべきことを明確化して、男女共同参画社会実現に向けて実効性のある計画推進を図ります。

また、今計画は、国が2014（平成26）年に改正した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく本市におけるDV対策基本計画となります。

2. 現行計画策定後の状況

(1) 国の動き

国は、第3次男女共同参画基本計画 [2010（平成22）年から2015（平成27）年の5年間] を2010（平成22）年12月に策定しました。計画において強調すべき視点として、「女性の活躍による経済社会の活性化」「男性、子どもにとっての男女共同参画」「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」「地域における身近な男女共同参画の推進」を掲げ、15の重点分野における施策の基本的方向と具体的施策を明らかにしました。

(2) 県の動き

島根県は、第2次島根県男女共同参画計画 [2011（平成23）年から2015（平成27）年の5年間] の策定あたり中間取りまとめを2010（平成22）年11月に発表しました。新たな取組として「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和の推進）」「男性や若者への意識啓発」「男女双方の視点に立った健康づくりの推進」を盛り込み、重点目標8項目を掲げ、施策の方向性を示しました。

(3) 雲南市の状況

2008（平成20）年4月に雲南市男女共同参画センターを設置し、研修会、講演会の開催など男女共同参画意識の普及と女性相談やDV（ドメスティック・バイオレンス）対策事業などの体制づくりに努めてきました。

2010（平成22）年の「男性のための生活自立支援セミナー」参加者の中から、「グランパin雲南」が誕生しました。孤立しがちな退職後の第2の人生を孫世代と共に楽しみ、絵本ライブ、手遊び、マジックショーなどエンターテイメント性に磨きをかけるための学び、努力を惜しまことなく、何より自分たちが楽しむ活動をしています。県下でも注目を集めている団体です。

2013（平成25）年11月30日に県下で4番目となる「男女共同参画宣言都市」となりました。男女共同参画意識づくりのすそ野を広げるため、市民・議会・行政が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成を図るため、「男女共同参画宣言都市奨励事業」を実施しました。これを契機として雲南市は推進・啓発活動の更なる充実、宣言文の浸透、施策の課題解決などを進めていく必要があります。

啓発活動においては、これまでに島根県から委嘱を受けた雲南市在住の島根県男女共同参画サポーター、雲南市男女共同参画まちづくりネットワーク会議による意識啓発活動を行っています。

3. 策定計画の性格と期間

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく法定計画であり、また「雲南市男女共同参画推進条例」第9条の規定により策定するもので、雲南市における男女共同参画社会を実現するための指針として、市が実施する施策の基本的方向を総合的に示すものです。
- (2) この計画は、「雲南市総合計画」を上位計画とし、その部門別計画の一つであり、男女共同参画施策を総合的に推進するために他の部門別計画と連携し、市の各部局の施策を男女共同参画の視点から横断的に捉えるものです。
- (3) 期間は、2015（平成27）年3月から2025（平成37）年3月までの10年間とします。
なお、社会情勢の変化などに対応し、適宜見直しを図ります。

4. 雲南市が目指す姿

- 気づいて築く雲南市 -

すべての男女の人権を尊重し、それぞれの個性と能力を活かし、あらゆる活動
に対等に参画できる社会づくりの実現

5. 基本理念及び基本目標

男女共同参画社会とは、男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、社会の対等な構成員として自らの意思により家庭・地域・職場・学校等、その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会です。

また、男女共同参画社会の実現には、男女の意識改革を進めていくことが重要です。

(1) 基本理念

ア 男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく平等に扱われ、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、男女の人権が尊重されること。

イ あらゆる暴力の根絶

配偶者などからの暴力及び児童への暴力ならびに性的嫌がらせなどによる個人の尊厳を害することを防止し、被害者への支援、相談体制の充実をはかること。

ウ 政策決定の場への男女共同参画

男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において、政策方針の決定、計画の立案等に男女が共同して参画する機会が確保されることを基本として行われなければならない。

エ 男女の家庭生活と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に家事、育児、介護について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようすることを基本として行わなければならない。

オ 性と生殖に関する健康に関しての男女の人権尊重

男女が互いに性に関する理解を深め、人権尊重の視点に立ち、生涯にわたる性と生殖に関する自己決定の権利が尊重され、共に健康な生活が営まれ、権利が尊重されること。

カ 國際的視野の下での男女共同参画

男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の形成促進の取組が国際的協調の下で推進されることを基本として行わなければならない。

(2) 基本目標

前述の基本理念に基づく施策を展開するために、次の6つの基本目標を定めます。

基本目標 Ⅰ

一人一人が大切にされる「人権文化」の創造

基本目標 Ⅱ

あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

基本目標 Ⅲ

女性が参画しやすい体制をつくり、ものごとの企画や決定に男女ともに関わることができる環境の整備

基本目標 Ⅳ

男女が互いの個性や能力を認め合い、支えあう家庭・地域・職場・学校づくり

基本目標 Ⅴ

様々な立場にある男女が安心して暮らせる環境の整備

基本目標 Ⅵ

総合的な推進体制の整備

6. 重点的に取り組む事項

本計画において、重点的に取り組む事項は以下の点です。

(1) 男女の人権尊重のための教育・学習の充実

島根県男女共同参画サポーター、男女共同参画まちづくりネットワーク会議は、男女共同参画意識の啓発を推進しています。家庭・地域・職場・学校等に対し、課題に応じた意識啓発活動を行います。

また、性別による固定的役割分担意識の解消など男女共同参画意識が更に浸透し、地域で男女が生き生きと活力あるまちづくりに取り組めるよう様々な団体、グループ、事業所と連携をとり、意識啓発のための研修、講座の開催や情報を提供します。

子どものころからジェンダーにとらわれない視点を取り入れた教育・保育を進め、将来のことを考えることのできる子どもたちの育成に取組ます。

また、教職員・保育者の意識啓発のための研修、講座の開催や情報を提供します。

(2) ワーク・ライフ・バランスと職場での女性の活躍を推進します。

市内事業者に対し、男女共同参画社会実現の必要性を訴え、ワーク・ライフ・バランスとポジティブ・アクション(女性の積極的改善措置)の推進を働きかけていきます。

また、男性の家庭生活(家事、育児、介護等)への参画を呼びかけ、男女の意識改革を図り、健康維持増進を働きかけていきます。

(3) 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の推進・各種委員と地域・団体の役員に女性の参画を積極的に進めるとともに女性の人材育成に努めます。

市の審議会等への女性の参画率は、まだ約30%であり、今後、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を市役所全体で進めています。また、地域の団体等あらゆる分野における女性の参画が進むよう働きかけていきます。更に、地域で活躍している女性に対し、情報交換の機会の提供、女性リーダー育成のための研修会を開催します。

(4) 「雲南市DV対策基本計画」の推進に努めます。

被害者の支援、相談体制機能の充実、意識啓発活動などの取組を強化します。あらゆる暴力を容認しない社会風土を醸成するために、啓発活動を強力に推進します。

(5) 様々な困難を抱える人への相談・支援の充実に努めます。

男女共同参画社会は、だれもが孤立せず社会参加を通していきいきと暮らせる社会を目指します。このため高齢者、障がいのある人、外国人市民、ひとり親家庭等、様々な立場にある男女が安心して暮らせる環境を整備するため相談・支援の充実と相談窓口の周知を徹底します。

生活困窮など様々な困難を抱える人への対応として、「生活困窮者自立支援法」に基づき、自立促進に向けた調査・研究をはじめ、効果的な支援の検討・実施にあたり関係機関との連携を図ります。

7. 計画の推進

- (1) 課題解決に向けた成果を生み出す施策の実践、行動意識や慣行などを問い合わせ直すための施策を進めるために、市民の行動指針「都市宣言文」の浸透、具体的な行動（実践）に結び付け、実のある施策推進をします。
- (2) 施策に具体的な目標を示します。
年次報告書により、施策の実施状況、課題などから年度ごとの検証を行いますが、目標の達成度をより明確にします。
- (3) 他の計画との整合・連携を図ります。
施策の範囲が広く、いくつもの分野にわたります。最上位計画となる「雲南省総合計画」、各部局では関連計画に基づいて施策が進められています。第2次計画では、それらとの整合を図り、有機的に連携しながら施策を推進します。
- (4) 「参画」「人権尊重」「気づいて築く」「協働」が施策を進めるキーワードです。
 - ・様々な分野の活動に主体的に関わり、一人一人が多様な個性や能力を発揮することができる「参画」を推進します。
 - ・すべての男女の「人権を尊重」します。
 - ・家庭・職場・地域・学校等で「気づいて築く」生活が送れるよう働きかけます。
 - ・市民・議会・行政が「協働」で男女共同参画を推進します。

雲南市男女共同参画計画 策定計画施策体系図





● 施策内容

基本目標 I 一人一人が大切にされる「人権文化」の創造

I-1. 「気づく」「参画する」「自律・自立」意識の促進

《現状と課題》.....

固定的性別役割分担意識は、解消されつつあるものの依然として高齢の世代、男性に根強く残っています。それは、未だに多くの男性が長時間労働を良しとし、家事・育児などに積極的に関わらないことが一つの要因と言えます。

男女共同参画社会づくりは、全ての人が対等に生きる社会づくりであり、人権の視点が重要だと考えます。

「働く女性のみの課題」「家庭内等の小さな課題」を解消するための施策と捉えられがちですが、女性だけではなく男性にも子どもにも大切な課題として共感できるものになるよう、男女平等意識の浸透を図る働きかけをする必要があります。

女性が社会のあらゆる分野に参画していくことは、単に労働力の提供だけではなく、女性も男性もすべての人が、生きている喜びを享受することができるよう、あらゆる領域で社会参加する権利が守られる社会づくりが重要です。

また、女性自身も、個性や能力を発揮することにより、社会の形成に貢献できる意識をはぐくむことが重要です。そのためには、女性が自分自身の課題を自ら考え、決定し、実行する力、他者に依存することなく、はつらつと輝いて生きていける力を身につけることが必要です。

一方、膨大なメディアからの情報にあふれる現代社会において、市等の発信する情報に対し、先入観の固定化や差別・ハラスメントなど、男女の人権を傷つけることがないよう注意をはらうこと、市民一人ひとりのジェンダーに敏感な視点を育てることが必要となります。

△

| 具体的施策 | 施 策 内 容 | 所 管 課 |
|------------------------|--|--|
| 1 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進 | <p>【男女共同参画社会の形成は男性や子どもが、より暮らしやすくなるものであることへの理解が促進されるよう、広報・啓発活動、学習機会の提供をします。また、男性の意識改革、生活・自立能力を高める取組を行います。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ジェンダーチェック（家庭・地域・職場・学校など身近な暮らしの中にある固定的性別役割分担意識の見直し等）の実施による意識啓発 ● 家庭・地域・職場・学校等に対し、人権尊重、男女平等についての講演会、研修会・実践講座の開催と情報提供 ● 男女共同参画計画、男女共同参画都市宣言文、「和平を」の都市宣言の実践化と広報・啓発活動 ● 男女共同参画月間・週間、人権週間、愛と平和の教育推進月間などを利用した重点的な広報活動 ● わかりやすい啓発チラシや資料等の作成・活用 | 男女共同参画センター 人権センター 学校教育課 社会教育課 子ども政策課 |

| | | | |
|---|------------------------------|--|-----------------|
| 2 | 固定的な性別役割分担意識の解消 | <p>【男女がともに個性・能力・適性・生き方をジェンダーに捉われることなく、相互に尊重し、自律・自立意識の促進を図ります。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ジェンダーチェック（家庭・地域・職場・学校など身近な暮らしの中にある固定的性別役割分担意識の見直し等）の実施による意識啓発 ● 家庭・職場・地域・学校等に対する性別役割分担意識の見直しを促す学習機会の充実（研修会・パネル展示等） ● 男女共同参画計画・男女共同参画都市宣言文、「平和を」の都市宣言の実践化と広報・啓発活動 ● 男女共同参画月間・週間・人権週間、愛と平和の教育推進月間などを利用した重点的な広報活動 | 男女共同参画センター全課 |
| 3 | 慣行などの見直しの呼びかけ | <p>【人々の意識の中に形成された「性別役割分担意識」の解消を促すとともに、わかりやすく且つ効果的な資料、学習機会の提供を行います。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家庭・職場・地域・学校等に対する情報提供 ● 家庭・職場・地域・学校等に対する講演会、研修会の実施 ● パネル展示等の啓発活動 ● わかりやすい啓発チラシや資料等の作成・活用 | 男女共同参画センター全課 |
| 4 | メディアにおける男女共同参画の推進 | <p>【メディアが市民の意識形成に影響することを考慮し、人権尊重の視点に留意するとともにメディア・リテラシーの向上を支援します。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公的広報、出版物に関するガイドライン作成と活用（公的機関及び公共的団体） ● メディア・リテラシーを考える学習機会の提供・啓発 | 男女共同参画センター情報政策課 |
| 5 | エンパワメント（女性の能力育成・開発）に向けた啓発の推進 | <p>【女性の「自律」（自ら決定し、実行する力）と「自立」（他人に依存することなくいきいきと生きる力）に向けた意識啓発と能力開発を進めます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 育児や介護などにより退職した女性の再就職支援・女性の職業能力開発支援・キャリア形成のための情報提供 ● 自己啓発実現のためのセミナーの実施と支援 | 男女共同参画センター商工観光課 |

I - 2. 生涯を通じた健康支援

《現状と課題》

生涯を通じて男女はそれぞれに健康上の問題に直面します。男女が個々の身体の健康を十分に尊重、理解しあい、相手に対するあたたかい気持ちを持って生きていくことは男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。したがって、それぞれの身体的な特性を配慮した健康づくりや健康診断、健康相談の体制を整えることが必要です。

また、男女が平等な立場から妊娠・出産について意思決定できることも重要なことです。そのために、個々が性と生殖に関する知識を十分に得ることが大切です。当然、産む・産まないに関係なく、すべての人の健康は守られるべきです。

近年では、働く女性が増え、婚姻年齢、出産年齢の上昇など女性のライフスタイルが多様化しており、それぞれの女性が安全で安心な妊娠・出産を実現できるような条件を整えることが課題となっています。もちろん、出産後も、母子に対してはきめ細やかなサポートが必要です。

一方、心の健康という点に目を向けると、近年では自死の問題が深刻な状況を呈しています。

特に男性の自死率は、47都道府県全てで女性の自死率を上回っています。主たる原因は、家庭の問題、健康の問題、経済・生活の問題、勤務問題が上位を占めています。

自死率（人口10万人対）は、2011（平成23）年、全国平均22.9人、島根県26.3人、雲南圏域では、34.5人。島根県の自死者数は、男性138人、女性48人、総数186人。雲南市の自死者数は、男性13人、女性3人、総数16人。死亡率で見る島根県の位置は、6位／47都道府県。

2012（平成24）年、全国平均21.0人、島根県22.8人、雲南圏域では、26.7人。島根県の自死者数は、男性128人、女性32人、総数160人。雲南市の自死者数は、男性8人、女性2人、総数10人。死亡率で見る島根県の位置は、11位／47都道府県。

2013（平成25）年、全国平均21.4人、島根県27.3人、雲南圏域は数値の公表なし。島根県の自死者数は、男性122人、女性55人、総数177人。雲南市の自死者数は、男性9人、女性1人、総数10人。死亡率で見る島根県の位置は公表なし。死亡率でみると島根県、雲南圏域とともに、全国平均を上回っています。

雲南圏域の年代別自死者数は、2003～2012（平成15～24）年は、50代男性が41人と最も多く、次いで70代男性31人、60代男性28人。男性に対する自死予防啓発、自死者数の多くを占めている50代以降の男女に対する支援が必要です。

国が社会全体の問題として捉え、人を自死に追い込む構造に対する対策を行う事、自死遺族に対するケアも重要視されています。

平成26年度「うんなん健康都市宣言」を踏まえ、誰もが安心して生きられる温かい地域づくり（家族の支援や職場の理解、地域の絆）を目指します。

【内閣府・雲南保健所資料より】

| No. | 具体的施策 | 施 策 内 容 | 所 管 課 |
|-----|---|--|--|
| 6 | リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の尊重と意識啓発 | <p>【妊娠・出産など、性差による健康上の問題を正しく理解できるように、学習機会を提供します。また、相談体制の充実を図ります。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 成人を対象とした講座を開催し、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの知識の普及や女性の人権についての学習機会の充実 ● リプロダクティブ・ヘルス／ライツの尊重について、正しい知識の習得と意識啓発の充実 ● 性と生殖に関する悩みなど各種相談に応じた支援、関係機関との連携、情報提供 | 男女共同参画センター 人権センター 健康推進課 |
| 7 | 幼児期からの性の尊重と健康に関する正しい理解の促進 | <p>【ジェンダーにとらわれず、「自分らしく」生きていくため、「性」を正しく理解し、尊重することができるよう幼児期から取組みます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ジェンダーにとらわれない、一人一人の個性と能力を尊重する教育の充実 ● 性に対する正しい知識を学ぶ機会の提供 ● 教職員・保育士への研修の充実 | 男女共同参画センター 学校教育課 総合センター 健康推進課 子ども政策課 |
| 8 | 妊産婦・乳幼児健康診査と保健指導の充実 | <p>【安心・安全に子どもを産み育てができるよう、支援体制の充実を図ります。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 妊産婦・乳幼児健診の内容の充実と自己負担軽減を継続 ● 母性保護のための情報提供と妊娠中及び出産後の女性の健康管理に係る措置に関する啓発 ● 妊産婦・新生児の訪問指導による、母親への支援と父親の育児参画促進 ● 在住外国人向け母子保健情報の提供、個別支援 ● 相談及び支援体制の充実 ● ユニバーサルデザインの視点に立った「まちづくり」の推進 | 男女共同参画センター 総合センター 健康推進課 地域振興課 都市建築課 業務管理課 |
| 9 | ライフステージに応じた身体・こころの健康支援と相談体制の充実 | <p>【多様化するライフステージに応じた身体・こころについての理解を深めます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性のライフステージごとの身体・こころの変化について、女性、男性ともに理解を深められる啓発ちらし等の作成、講座・講演会の開催 ● 生涯を通じて性や健康に関する相談体制の充実 ● 性別・年代に応じた自死予防啓発セミナーの開催 | 男女共同参画センター 総合センター 健康推進課 身体教育医学研究所 うんなん |
| 10 | 性に配慮した的確な医療や健康診査の機会の充実 | <p>【性差医療の情報提供と身体・こころの健康に関する理解と受診に向けた取組を進めています。また、個に対する医療の在り方を尊重します。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 性差医療に関する知識の普及 ● 性差に応じたがん検診（乳がん・子宮がん・前立腺がん）や生活習慣病の予防施策の推進と事後指導の充実 ● 性と生殖に関する悩みなど各種相談に応じた支援（助言・情報提供など） ● 性の尊重を促す啓発活動の実施 | 男女共同参画センター 総合センター 健康推進課 |

基本目標 Ⅲ あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

II-1. あらゆる暴力の根絶と被害者への支援【雲南市DV対策基本計画】

《現状と課題》

DV(ドメスティック・バイオレンス、配偶者やパートナーに対しての暴力)は、重大な犯罪であるという考え方が社会に広まってきました。DVは、家庭内などプライベートな関係の中で行われるため発見が困難で潜在化しやすく、暴力被害に悩む人は後を絶ちません。

また、親などのDVを日常的に見ることを強いられてきた子どもたちは、心に深い傷を負うことになります。したがって、DVの問題は児童虐待防止と合わせた取組も不可欠となっています。

DVを含め、あらゆる暴力の防止、根絶に向けて理解を深めていくとともに相談窓口体制の充実、被害者支援等の対策が必要です。

| No. | 具体的な施策 | 施策内容 | 所管課 |
|-----|----------------------------------|---|--|
| 11 | 「雲南市DV対策基本計画」に基づく啓発と推進 | <p>【国が2014（平成26）年に改正した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「雲南市DV対策基本計画」を「第2次雲南市男女共同参画計画」に盛り込み重点的に推進していきます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●周知媒体を利用した意識啓発 | 男女共同参画センター 健康推進課 |
| 12 | DV(ドメスティック・バイオレンス)等の相談体制と防止対策の推進 | <p>【予防啓発活動などにより、DV等は重大な人権侵害であるという意識の徹底を図ります。被害者の立場に立った相談体制の充実と適切な対応ができるよう、相談窓口担当者の資質向上と関係機関の連携を図ります。また、DV等の被害者支援の充実を図ります。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との支援内容の把握と連携 ●男女間におけるDVに関する調査の実施 ●DV・デートDV防止に対する正しい認識・普及・啓発 ●県、市等の関係機関との連携により、速やかな被害者の安全確保、適切な情報提供と早期の自立支援促進 ●関係機関との担当者連絡会議の開催 ●現場に重点を置いたケーススタディの実施 ●専門的・総合的な相談支援機能の充実 ●担当職員及び相談員の資質向上 ●公営住宅の安定確保と優先入居の促進 | 男女共同参画センター 健康推進課 子ども政策課 子ども家庭支援課 長寿障がい福祉課 学校教育課 市民生活課 業務管理課 |
| 13 | 性犯罪防止対策の推進 | <p>【性犯罪を含む犯罪被害防止に配慮した安全・安心なまちづくりを推進します。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防犯灯整備 ●市営住宅内防犯設備の充実 ●通学路や公園等における防犯・安全対策の強化 | 男女共同参画センター 地域振興課 総務課 学校教育課 都市建築課 業務管理課 |

| | | | |
|----|----------------------------|--|---|
| 14 | ハラスメントの相談体制と防止対策の推進 | <p>【様々なハラスメントに対する相談体制の充実とハラスメント防止に対する個々の意識を高めるための情報提供や研修を開催し、予防啓発及び防止対策を強化します。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ハラスメント防止に対する個々の意識を高めるための情報提供や研修会の実施 ● プライバシーが守られる相談室の充実と整備 ● 相談窓口の周知と相談体制の充実 ● 予防啓発及び防止活動の強化 | 男女共同参画センター |
| 15 | 児童・高齢者・障がいのある人への虐待防止と対策の強化 | <p>【被害者の立場に立った相談体制の充実と適切な対応ができるよう相談窓口担当者の資質向上と関係機関の連携を図ります。また、予防啓発活動を行います。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関との支援内容の把握と連携 ● 関係機関の担当者連絡会議の開催 ● 現場に重点を置いたケーススタディの実施 ● 専門的・総合的な相談支援機能の充実 ● 相談窓口の周知と相談体制の充実 ● 担当職員及び相談員の資質向上 | 男女共同参画センター 健康推進課 子ども政策課 子ども家庭支援課 長寿障がい福祉課 学校教育課 市民生活課 |

基本目標 **III 女性が参画しやすい体制をつくり、ものごとの企画や
決定に男女ともに関わることができる環境の整備**

III-1. 政策・方針決定過程への男女共同参画推進

《現状と課題》.....

市政の方針決定過程において、多様な意見を反映するために、男女が平等に参画する機会を得ることは重要なことです。市政の方針を検討する場である審議会等においては、性別に偏りがない委員構成が必要と考えられます。

雲南市では、審議会等における女性の割合目標を平成26年度40%としてきましたが、達成できず、今後更に是正の努力が必要となっています。

より多くの市民が、市政に積極的に参画する機会を得られるように市民の市政への関心を高める取組や市政に参画しやすい仕組づくりを推進し、市民の市政参画を促します。

このほかにも、多くの女性がさまざまな領域で社会参画を実現できるよう、男女ともに理解や支援に向けた環境整備、リーダー育成講座や、各領域で活躍する女性のリスト作成に向けて取り組むことが必要です。

| 具体的施策 | 施 策 内 容 | 所 管 課 |
|--------------------|--|---------------------|
| 16 審議会等への女性の参画促進 | <p>【審議会等への女性の登用促進の方策を検討します。女性委員比率の向上と女性委員のいない審議会等の解消に努めます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性登用に向けた条例・要綱等の見直し ● 市民公募枠の拡大、公募に関する情報の提供 ● 意思決定の場への女性の参画促進 ● 女性参画の理解と取組の促進（男女いずれかの委員数が、委員総数の40%） ● 審議会等への女性の参画を促すため、地域リーダー育成講座の開催と、男性の意識啓発講座の開催 | 全課 |
| 17 各種団体における女性の登用促進 | <p>【登用促進の方策を検討し、女性の委員比率の向上と女性委員のいない団体等の解消に努めます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性の登用促進に係る働きかけ ● 女性参画の重要性と理解を深めるための啓発 ● 意思決定の場への女性の参画促進 | 男女共同参画センター 地域振興課 |
| 18 女性の人材育成の推進 | <p>【女性の人材育成と人材情報の充実を図ります。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性人材登録リストの整備と活用 ● 女性リーダー育成講座の開催 ● 女性人材の発掘と拡充 | 男女共同参画センター 商工観光課 |

基本目標 IV 男女が互いの個性や能力を認め合い、支えあう家庭・地域・職場・学校づくり

IV-1. 家庭生活での男女共同参画の促進

《現状と課題》.....

男性の育児や介護への参画については、昨今徐々に浸透してきているとはいえるが、まだ女性にかかる負担のほうが大きいのが実状です。多様な働き方が増え、仕事と家庭を両立し、性別や年齢を問わず地域社会や職場、家庭内での協力が不可欠となります。

現在、雲南市では多くの子どもが「保育所」や「幼稚園」などを利用しています。「保育所」は現在の利用者も今後の利用者も多く、特に0～2歳児で高いニーズがみられます。一方、就学前児童の約半数の母親がフルタイムで就労しており、約3割の母親がパートタイムで就労しています。小学校児童の母親は、就学前児童の母親と比べ就労の割合が高く子どもの成長に伴い就労する母親が増えていく傾向がうかがえます。現在、アルバイト・パートタイムで就労している就学前児童の母親の半数近くが、フルタイムへの転換を希望し、就労していない母親の大半がアルバイト・パートタイムを中心とした就労を希望しています。

また、育児休業取得後、ほとんどの母親が職場復帰することから、子どもを預けられる施設や保護者のニーズに対応した事業整備、サービスの充実が必要です。

雲南市は、平成16年11月に合併し10年間で人口が約5千人減少し、高齢化率は平成27年には36%と予想され、全国の25年先の状態です。高齢者の安心・自立した生活を支援するため、介護予防に重点をおいたサービスの実施が求められています。介護をしている家族等にとっての身体・こころの負担は大きく、介護サービスや各種事業の情報提供、介護負担軽減のための支援が必要です。

また、地域で高齢者支援を担う啓発活動を実施し、協力体制基盤をつくることが重要です。

| 順位 | 具体的施策 | 施策内容 | 所管課 |
|----|--------------------------|--|---|
| 19 | 家庭生活における男女共同参画意識の啓発 | <p>【一人一人の個性や能力が發揮でき、誰もがいきいきと暮らしていく社会づくりを目指し、男女共同参画の視点や意識を養っていきます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画を推進するための学習会や講座等の実施 ●自主組織等地域と密着した団体や学校、幼稚園、保育所（園）との連携 ●「男女共同参画都市宣言文」の内容の啓発と意識啓発のためのツール作成、利用 | 男女共同参画センター 地域振興課 |
| 20 | 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援 | <p>【女性が社会に参画しながら、安心して子育てや介護ができる環境づくりの支援をします。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援サービスや介護サービスについての情報提供 ●認知症サポーター育成と地域で高齢者支援を担う意識啓発の推進 ●日常生活に役立つ男性対象の実践的講座の開催 ●地域での子育て支援の充実 ●利用者のニーズ把握と支援 ●相談窓口の周知と相談体制の充実 ●認定こども園の普及促進と特別保育の拡充 ●男女共同参画の視点で、「雲南市子ども・子育て支援事業計画」「雲南市総合保健福祉計画」の推進 | 男女共同参画センター 地域包括支援センター 健康推進課 長寿障がい福祉課 社会教育課 子ども政策課 子ども家庭支援課 健康福祉総務課 |

IV-2. ワーク・ライフ・バランスの推進

《現状と課題》.....

男性の育児や介護への参画については、昨今徐々に浸透してきているとはいえども、まだまだ女性にかかる負担のほうが大きいのが実状です。多様な働き方が増え、仕事と家庭を両立し、性別や年齢を問わず地域社会や職場、家庭内での協力が不可欠となります。

2014年（平成26年度）市民意識調査の結果から、

職場における男女の平等感について、「平等」は30.5%、「男性の方が優遇されている」が52.9%と高い結果でした。（資料44ページ参照）

また、「女性が働き続けていくことについて、現在どのような状況にあるか」という質問に対して、「働き続けにくい」と回答した人は、61.4%でした。（資料57ページ参照）

仕事や家庭、地域生活などのバランスを取ることで、多様な生き方や働き方が選択でき、誰もが自分らしく家族も安心して暮らすことができ、企業にとっても生産性向上や優秀な人材確保に役立つとされています。ワーク・ライフ・バランスの実現は、誰もが望む生き方ができる社会実現にとって必要不可欠であることから、今後、企業等と連携してワーク・ライフ・バランスに対する取組を積極的に推進します。

| 具体的施策 | 施 策 内 容 | 所 管 課 |
|------------------------------|--|--|
| 21 ワーク・ライフ・バランスについての理解と定着 | <p>【ワーク・ライフ・バランスの推進を図るための環境づくりや効果的な取組を進めます。】</p> <ul style="list-style-type: none">● ワーク・ライフ・バランスの必要性と意識啓発● 育児・介護などの休業制度に関する情報提供● ワーク・ライフ・バランスへの転換を促すための情報提供 | 男女共同参画センター 子ども政策課 子ども家庭支援課 産業推進課 商工観光課 |
| 22 各休業制度の取得促進 | <p>【休業制度等に関する情報提供と取得促進に係る啓発を行います。】</p> <ul style="list-style-type: none">● 休業制度等に関する情報提供● 休業制度等に関する事業所向け研修会の実施 | 男女共同参画センター 産業推進課 商工観光課 |

IV - 3. 地域における男女の均等な機会と参画促進

《現状と課題》.....

自治会や、コミュニティ活動等の地域活動では、慣習や社会通念からくる固定的な性別役割分担が根強く残っています。市民活動も特定の性、年齢層だけで行われている場合が少なくなく、男女共同参画の視点にたった人材育成やネットワークの構築において、女性の活躍を推進する取組が十分とは言えない状況です。

地域活動に女性がもっと参画していくように、女性たちのエンパワーメントに向けた取組が必要です。そのために、女性のリーダー育成事業の実施、個性的で魅力的なまちづくり、女性の視点を活かした観光振興を進めます。

また、災害に対する備えや災害時に男女共同参画の視点を踏まえた体制が確立されるよう、防災分野でも女性の参画が重要となります。

近年、環境問題について取りざたされることが多く、身近な環境問題に対して学び、取り組む機会が増えましたが、女性の参画が多いのが現状です。男女が共に参画できる事業の推進を図る必要があります。

| | 具体的施策 | 施 策 内 容 | 所 管 課 |
|----|-------------------|--|---------------------------------------|
| 23 | 地域における男女共同参画の促進 | <p>【地域における男女共同参画の基盤づくりを地域とともに進めます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性リーダー育成 ● 市民団体等の活動への支援と市民の積極的参画促進 ● 地域内の縦づくりを促進するため、地域自主組織と市民との連携、支援を行い、拠点施設(交流センター)の積極的な活用促進 ● 地域課題に対応した研修会の開催と支援 ● シニア世代の地域活動への参画促進(価値観・生きがい再構築) ● ユニバーサルデザインの視点に立った「まちづくり」の推進 | 男女共同参画センター 地域振興課 都市建築課 業務管理課 |
| 24 | 防災分野における男女共同参画の推進 | <p>【防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進と防災体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画の視点で「雲南省地域防災計画」や災害対応マニュアルなどの推進 ● 計画、マニュアルなど方針決定への女性参画拡大 ● 女性・高齢者・障がいのある人・乳幼児・外国人等、多様なニーズに配慮した避難所運営や救援物資の備蓄 ● 女性・高齢者・障がいのある人など特に支援が必要な人に配慮した防災計画の策定、マニュアル整備 ● 自主防災組織等に対する男女共同参画の視点を活かした講習会の実施 ● 女性の人材育成と地域モデルの育成 | 男女共同参画センター 危機管理室 |

| | | | |
|----|----------------------------|---|-------------------------------|
| 25 | 女性の視点を活かした観光分野の推進 | <p>【女性の視点を活かした観光分野での企画・運営・情報発信と観光分野への女性の参画を促進し、ロールモデルとなる人づくりの支援をします。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●まちづくり活動や観光イベントなどへの女性の参画促進 ●企画・運営・情報発信など女性の視点を活かした活動への支援 | 男女共同参画センター 商工観光課 |
| 26 | 男女がともに取り組む環境対策の推進 | <p>【身近な環境問題に男女がともに関わることができるよう取組の推進を図ります。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女がともに参画できる環境問題への取組 ●地域環境対策等の情報、取組事例の発信、情報交換や交流の場の提供 ●男女がともに参画しやすい講演会・研修会の開催 | 男女共同参画センター 市民生活課 |
| 27 | 地域活動に取り組む団体方針決定過程への女性の参画促進 | <p>【男女共同参画の視点を取り入れ、男女がともに主体的に関わることができ、方針決定過程において女性の積極的な参画を進めるよう働きかけます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性役員の積極的な登用 ●固定的性別役割分担意識解消の推進 ●世代間交流の奨励 ●女性の人才培养と地域モデルの育成 | 男女共同参画センター 地域振興課 総合センター |

IV - 4. 労働の場（職場）における男女共同参画の確立

《現状と課題》.....

男女の労働者が、仕事と家庭の両立を図りながら、一人一人の意欲と能力に応じて共に働くための環境を整備するために、労働関連の悩みに関する相談窓口の充実や、関係機関との連携などによる支援を実施します。

また、結婚や出産・育児などで一度退職し、再就職を希望する女性を支援するために、再就職のための情報提供を推進する必要があります。

| 具体的施策 | 施 策 内 容 | 所 管 課 |
|-------------------------------|---|---------------------------------------|
| 28 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進 | <p>【事業所等、様々な組織の意思形成や方針決定に女性が積極的に参画できる環境づくりのためポジティブ・アクションの推進を図ります。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 男女労働者の格差解消に向けたポジティブ・アクションの推進 | 男女共同参画センター 産業推進課 |
| 29 職場における男女共同参画に関する啓発と支援 | <p>【男女が性別によることなく、能力に応じた機会や待遇が確保され、その能力が十分に発揮できる雇用環境を整備し、情報提供と意識啓発を行います。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性管理職登用の促進のための啓発、情報提供 ● 男女共同参画社会を推進するためのネットワークづくり ● 取組事例やモデル事業所の紹介 ● 国・県・市の両立支援事業、研修等に係る情報提供 ● ワーク・ライフ・バランス等の啓発 ● 働く男女の健康管理対策の推進 ● 男女共同参画の視点を取り入れた講演・研修の促進 ● 女性のキャリア形成に係る職業能力開発支援と情報提供 ● 相談窓口の周知 | 男女共同参画センター 産業推進課 商工観光課 健康推進課 |
| 30 入札参加資格者要件に係る男女共同参画の推進 | <p>【入札参加資格者要件登録事業所の取組状況の把握を行います。また、入札参加資格者要件についての周知を図ります。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画取組状況の把握 ● 入札参加資格者要件の周知 | 男女共同参画センター 管財課 |
| 31 事業所の男女共同参画実態調査の実施・結果の共有 | <p>【事業所実態調査の実施と結果を共有し、施策の進め方の参考とします。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業所実態調査の実施 ● 結果の共有と施策への反映 | 男女共同参画センター 全課 |

IV - 5. 商工・農林・水産業等における男女共同参画の推進

《現状と課題》.....

企業で働く女性や起業を目指す女性に対する支援の一つとして、企業家育成セミナー等の情報を積極的に提供しています。女性会員が主体である産直振興推進協議会の地産地消、地産都商の取組に対し支援を行い、平成24年度には、売上高が雲南省全体で3億6千3百万円（対前年比99.1%）、平成25年度には、4億1千5百万円（対前年比114%）に達するなど、女性の積極的な生産活動への参画により大きな成果をあげています。

一方で、サービス業など自営業で働く女性の労働環境や地位向上に向けた意識啓発の取組が不十分です。市内の中小企業、個人事業者への意識啓発活動が未実施であり、状況を把握するための調査についても平成22年度以降実施されていません。先に挙げた中小、個人事業者に対する実態把握、啓発活動等実施する必要があります。

| | 具体的施策 | 施 策 内 容 | 所 管 課 |
|----|------------------------|--|---------------------------------------|
| 32 | 男女に均等な雇用環境の整備 | <p>【男女が性別によることなく、能力に応じた機会、待遇が確保され、能力を十分に發揮できる雇用環境整備を図ります。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●取組事例やモデル事業所の紹介 ●国・県・市の両立支援事業、研修等に係る情報提供 ●働く男女の健康管理対策の推進 ●男女共同参画の視点を取り入れた講演・研修の促進 ●女性のキャリア形成に係る職業能力開発支援と情報提供 ●相談窓口の周知 ●固定的性別役割分担意識解消の推進 ●ハラスメントの予防啓発 | 男女共同参画センター 健康推進課 商工観光課 産業推進課 |
| 33 | 各種団体への女性の参画促進 | <p>【各種団体への女性の参画を促します。また、各種団体への働きかけを行います。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●意思決定の場への女性の参画促進と各種団体への啓発 | 男女共同参画センター |
| 34 | Uターン者の起業や女性生産活動グループの支援 | <p>【起業をはじめ、新たな分野や活躍に向けてチャレンジする女性の支援をします。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●起業を望む女性のUターン者に対する情報提供及びグループの活動支援 ●女性の経営参画の推進 ●女性リーダーの育成（認定農業者、農業士など） | 男女共同参画センター 産業推進課 商工観光課 |

IV - 6. 学校等における男女共同参画の推進

《現状と課題》.....

「男女平等教育」は、学校教育の基本でもあり、平成26年度市民意識調査をみても「男女の地位の平等感」は、全体で「家庭生活」42.0%「職場」30.5%「地域活動」36.0%と比較し、「学校教育の現場」62.2%と他の分野より高い結果でした。(資料44ページ参照)

子どもたちは、小さい時から男女共同参画の視点に立った教育を受けることが大切であり、次代を担う子どもたちの男女共同参画意識をはぐくむ環境づくり、一人一人の子どもが大切にされ、個性や能力を尊重した教育・保育を進めるとともに、教職員、保育者の意識啓発(=指導の視点) 教育支援(=支える視点)を更に進めていきます。また、児童、生徒が主体的に進路を選択できるような支援が必要です。

| 具体的な施策 | 施 策 内 容 | 所 管 課 |
|-----------------------------|---|--|
| 35 教職員等に対する研修 | <p>【教職員・保育者が子どもたちに与える影響は大きく、人権教育の推進のための研修の場を提供します。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女平等の視点に基づいた学校・幼稚園・保育所(園)の運営 ●ジェンダーにとらわれない教育、保育の実施 ●関連図書展示、パネル展示等による啓発 ●教育関係図書、ビデオ、DVD等の資料収集及び貸出、紹介 ●教職員・保育者への研修や意識啓発の充実 | 男女共同参画センター 学校教育課 子ども政策課 子ども家庭支援課 |
| 36 幼児・児童・生徒に対する発達段階に応じた指導 | <p>【人権・性・健康に関する教育を発達段階に応じて推進します。また、個性を活かし、意欲と能力を健やかに育めるよう男女平等意識の啓発を行います。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女が主体的に進路を選択できる進路指導の充実 ●キャリア教育推進プログラム(「夢」発見プログラム)の充実 ●「人権」「性」「健康」に関する意識啓発 ●データDV防止に関する正しい認識・普及・啓発 ●発達段階に応じた性教育の推進 ●「お弁当の日」の取組による男女共同参画意識の育成 | 男女共同参画センター 学校教育課 子ども政策課 子ども家庭支援課 健康推進課 |
| 37 学校評議員・PTA等女性役員登用への積極的な推進 | <p>【女性役員の積極的な登用を進め、積極的に男女ともに関わり、協力し、活動できる環境をつくります。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校評議員、PTA等の役員に女性の参画促進を働きかけていく。 | 男女共同参画センター 学校教育課 |

基本目標 **V** 様々な立場にある男女が安心して暮らせる環境の整備

V-1. 高齢者、障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備

《現状と課題》.....

だれもが自分らしく生きる権利をもっており、それが尊重されなくてはならないとする男女共同参画社会の理念に基づけば、障がいや年齢等、あらゆるバリアについて再考し、取り除いていく必要があります。

ユニバーサルデザインの視点に立った「まちづくり」の推進を図るとともに、心のバリアフリー化を目指します。偏見や差別のない誰にとっても住みやすいまちづくりを推進する必要があります。

| | 具体的な施策 | 施策内容 | 所管課 |
|----|------------------------------|---|--|
| 38 | 高齢者の自立した生活に対する支援や相談支援の充実 | <p>【高齢者が地域で安心して暮らせ、自立した生活を営むことができるよう、住民相互の支えあいによる地域ぐるみの支援を促進します。また、男女が共に介護を担い、支えていくための環境整備に取組ます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域での消費者被害や犯罪に対する予防啓発 ● ユニバーサルデザインの視点に立った「まちづくり」の推進 ● 生涯学習、地域活動の場の提供 ● 一人暮らし世帯に配慮した支援、見守り ● 介護予防事業の実施 ● 養護者に対する情報提供と支援 ● 相談体制の充実 | 男女共同参画センター 業務管理課 都市建築家 地域振興課 地域包括支援センター 健康推進課 健康総務福祉課 長寿障がい福祉課 市民生活課 |
| 39 | 障がいのある人の自立した生活に対する支援や相談支援の充実 | <p>【障がいのある人が地域で安心して暮らせ、「ノーマライゼーション」の理念の実現に向けた啓発活動を推進します。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域での消費者被害や犯罪に対する予防啓発 ● ユニバーサルデザインの視点に立った「まちづくり」の推進 ● 生涯学習、地域活動の場の提供 ● 養護者に対する情報提供と支援 ● ノーマライゼーションの確立を図る ● 相談体制の充実 | 男女共同参画センター 業務管理課 都市建築家 地域振興課 地域包括支援センター 健康推進課 健康総務福祉課 長寿障がい福祉課 市民生活課 |

V - 2. 外国人市民が安心して暮らせる環境の整備

《現状と課題》.....

雲南市には 202 名 (H26.4月時点) の外国人市民が暮らしています。少数ですが、これらの人びとが疎外されることなく、共に社会参画できるようにしていくことも、男女共同参画社会の形成にとって重要なことです。

| | 具体的な施策 | 施 策 内 容 | 所 管 課 |
|----|-------------------------------------|---|--|
| 40 | 外国人市民の暮らしや すばに配慮した支援や 相談支援の充実 | <p>【言語、習慣、制度、文化等の違いを相互理解するための交流促進、支援を行います】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 差別意識解消のための啓発の推進 ● 外国人との地域社会づくりの推進 ● 地域での消費者被害や犯罪に対する予防啓発 ● 相談体制の充実 ● 外国人市民向け母子保健情報の提供、個別支援など 相談及び支援体制の充実 | 男女共同参画センター 地域振興課 学校教育課 市民生活課 健康推進課 子ども政策課 子ども家庭支援課 |
| 41 | 多文化共生意識の高揚 | <p>【違いを認め合い、尊重しあう暮らしやすい多文化共生社会を築きます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民との交流の場をつくり、同じ地域に暮らす外国人や外国文化の周知と理解を関係機関とともに促進する。 | 男女共同参画センター 地域振興課 |

V-3. ひとり親家庭等に対する環境整備の推進

《現状と課題》

様々な理由により、ひとり親家庭等が増加し、とりわけ母子のみの家庭では経済的に不安定な生活を強いられていることが多く、物理的な支援、相談体制の充実や情報提供を行うことが重要です。また、自立に向けた支援が必要です。

また、母子のみの家庭の生活困難の背景には、固定的性別役割分担とそれに基づく就業構造による収入格差、父子のみの家庭においては、非正規雇用、孤立が問題視されています。

父子のみの世帯については、公的な支援も少なく、母子のみの家庭と同じように社会的・経済的に不安定な生活を強いられています。子育て、学校、地域、職場においての不安や相談する人がいないなどの現状も見受けられます。支援制度等の情報提供はもとより、求められている声を聞き、適切な支援が必要です。

| | 具体的施策 | 施 策 内 容 | 所 管 課 |
|----|--------------------------|---|--|
| 42 | ひとり親家庭等に対する子育て支援や相談体制の充実 | <p>【ひとり親家庭等、支援が必要な人が安心して生活が営めるよう支援します。】</p> <ul style="list-style-type: none">● 福祉制度等の情報提供● 実態把握とそれぞれの窮状に即したきめ細やかな支援● 各種手当、給付金などの情報提供● 相談窓口の周知と相談体制の充実 | 男女共同参画センター 健康福祉総務課 健康推進課 子ども政策課 子ども家庭支援課 学校教育課 産業推進課 |

V - 4. 生活困窮など様々な困難を抱える人への対応

《現状と課題》.....

厳しい経済状況から、性別、年齢を問わず不安定雇用が増加し、経済的に困窮した市民が増加しています。生活の安定が図れるよう、就業支援をはじめ福祉制度の充実、必要なところに支援が届くよう、生活に関わるあらゆる相談にきめ細やかに対応し、地域社会とつながりのある生活ができるよう支援を進める必要があります。

法律施行を踏まえ、実態把握、分析、研究、関係機関との連携が重要です。

| 具体的施策 | 施 策 内 容 | 所 管 課 |
|--------------------------------|---|-----------------------|
| 43 自立促進に 向 け た 調 査・研究 | 【実態の把握と分析、法律等の研究を行います。】 ● 平成 27 年 4 月から「生活困窮者自立支援法」が施 行されることを踏まえて、生活保護を受けている人 の把握、分析 ● 法律等に関する研究 ● 相談窓口の周知と相談体制の充実 | 男女共同参画センター 健康福祉総務課 |
| 44 効果的な支 援の検討・ 実施 | 【効果的な支援の検討と実施を関係機関と進めていき ます。】 ● 実態把握、分析結果から、それぞれの窮状に即した きめ細やかな支援 ● 支援策の検討・実施と関係機関との連携 | 男女共同参画センター 健康福祉総務課 |

基本目標 VI 総合的な推進体制の整備

VI-1. 市役所推進体制の充実

《現状と課題》

男女共同参画の推進に係る施策は広範囲に及ぶため、全庁的な問題として捉える必要があります。男女共同参画の視点に立った職場づくりや市政の推進を目指し、庁内体制の強化が必要です。この計画を推進していく上で、市民が男女共同参画について理解、認識を深めるためには、職員が率先して男女共同参画の視点を持ち、市の施策は基より、家庭や地域など仕事以外のあらゆる場面で、気づき、考え、行動することが重要です。

また、府内外の意見や市民意識調査の結果などを施策に反映させ、実施状況のフォローアップを図ります。国・県・他自治体、関係団体との連携、協力により雲南市が目指す「男女共同参画社会」を実現していきます。

| | 具体的な施策 | 施 策 内 容 | 所 管 課 |
|----|-------------------|--|------------------|
| 45 | 市民と協働の推進体制の確立 | <p>【男女共同参画施策の全庁的推進を図ります。また、市民と協働の推進体制を確立します。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画施策についての審議（雲南市男女共同参画推進委員会） ● 島根県雲南市男女共同参画サポーター、雲南市男女共同参画まちづくりネットワーク会議による男女共同参画の啓発と会員の増加 ● 近隣市町等関係機関とのネットワークの構築 ● 国、県等との連携 ● 市民・企業・市民活動団体等との情報交換、共有による連携強化 | 男女共同参画センター 全課 |
| 46 | 庁内推進体制の強化 | <p>【全庁的な推進を図るため、核となる本部会議、連絡会議の体制強化を図ります。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 雲南市男女共同参画推進本部会議、連絡会の開催、庁内での推進体制の強化 | 男女共同参画センター 全課 |
| 47 | 計画の進行管理・評価・分析・見直し | <p>【男女共同参画計画の進行管理と効果的な施策の推進を図るための分析、計画の見直しを行います。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施策の進捗状況や計画の見直しのための調査・研究 ● 年次報告書の作成、公表 ● 施策推進のため、施策を総合的に調整し、必要な施策の企画・立案の実施 ● 審議機関等から提言を担当課に伝え、適切な助言と指導を行い、担当課との協議、検討の場を設置 | 男女共同参画センター 全課 |

| | | | |
|----|--------------------------|---|--------------|
| 48 | 男女共同参画に関する意識啓発 | <p>【性別にとらわれることなく、職員の視点が市の施策に反映されるよう意識啓発を図ります。施策推進に向けた職員の意識づくりの推進を図ります。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画に関する研修の実施。府外で実施されるセミナー等の情報提供 ● 男女が働きやすい職場づくりの推進のため、ハラスメント防止のための取組、ワーク・ライフ・バランスの確保 ● 市立図書館、学校図書室、男女共同参画センターにおける男女共同参画関係書籍、資料、ビデオ、DVDなどの収集と利用促進 | 男女共同参画センター全課 |
| 49 | 男女共同参画の視点に立った市の制度・施策の見直し | <p>【男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画の視点に立った市の制度や施策の見直しを図ります。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現行制度、施策についての見直しの実施 ● 制度等課題に対応する施策・事業の研究・実施 | 男女共同参画センター全課 |
| 50 | 相談窓口体制の充実 | <p>【施策等に対する苦情や相談を受け付け、各担当課と共有する機会をつくり、解決に向け適切な処理を行います。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人権センター、男女共同参画センターは、市が行う男女共同参画施策等についての苦情、相談に対する窓口周知 ● 相談窓口体制の充実 ● 担当課等との情報共有、解決に向けた適切な処理 | 男女共同参画センター全課 |

VI-2. 男女共同参画推進モデルとしての市役所における環境の整備

《現状と課題》.....

雲南省が目指す「男女共同参画社会」を実現するためには、職員が率先して男女共同参画を推進していく必要があります。そのために、意識啓発を継続的に実施し、固定的な性別役割分担意識の払拭、市の政策方針過程に男女が隔たりなく参画できるよう促す必要があります。女性職員の積極的な管理職登用、ワーク・ライフ・バランスの確立により、働き方や意識を変え、職場環境を整えることで、他のロールモデルとなるよう取り組むことが必要です。

| | 具体的施策 | 施 策 内 容 | 所 管 課 |
|----|------------------|---|--------------|
| 51 | 女性職員の管理職育成と積極的登用 | <p>【男女がともに参画できる職場づくりを実行します。固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個人の能力を活かす適切な人員配置を実施します。また、女性管理職の積極的な登用（登用率25%）を目指します。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性管理職の育成に向けた環境整備 ● 女性管理職の積極的な登用 ● 固定的な性別役割分担意識にとらわれない人員の配置 | 男女共同参画センター全課 |
| 52 | 各休業制度取得促進 | <p>【各休業制度の周知と取得促進に向けた啓発、情報提供を行います。また、相談窓口の充実を図ります。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 男性職員の子育てや介護への参画に関する意識啓発 ● 関連する法改正・制度改正への対応 ● 休暇・休業制度を取得しやすい職場環境整備 ● 休業制度利用によるハラスメント等の予防啓発 ● 相談体制の充実 | 男女共同参画センター全課 |
| 53 | ハラスメント防止と相談体制の充実 | <p>【ハラスメントなどの防止に向けた取組を推進します。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 職員研修の実施 ● 相談窓口の周知と相談体制の充実 ● アンケート調査実施 ● 情報提供と予防啓発の実施 | 男女共同参画センター全課 |

VI - 3. 男女共同参画推進拠点の機能と体制の強化

《現状と課題》.....

男女共同参画センターの市民への浸透を図るため関連事業等に関する積極的な広報活動を推進します。円滑な事業運営を目指すとともに、新たに幅広い市民の参画を促進するため男女共同参画関係団体の活動拠点を設置し、更なる事業運営の充実、体制の強化が必要です。

| No. | 具体的施策 | 施 策 内 容 | 所 管 課 |
|-----|------------------------|---|------------|
| 54 | 男女共同参画センターの周知と活用 | <p>【男女共同参画センターの施策内容等に係る周知と積極的な広報活動を行います。】</p> <ul style="list-style-type: none">● 相談窓口の周知と相談体制の充実● 市民への積極的な広報活動の推進 | 男女共同参画センター |
| 55 | 男女共同参画に関する調査研究・情報提供の充実 | <p>【計画策定及び施策の推進、円滑な運営、事業展開を図るため、市民意識調査等を実施します。】</p> <ul style="list-style-type: none">● 市民意識調査の実施 | 男女共同参画センター |
| 56 | 男女共同参画関係団体の活動拠点の設置、活用 | <p>【男女共同参画関係団体の活動拠点の設置を目指し、団体の活動、事業展開が円滑に行われるよう支援します。】</p> <ul style="list-style-type: none">● 団体の活動拠点設置● 活動等の支援 | 男女共同参画センター |

雲南市審議会等（法令・条例）への女性委員の参画状況

平成 26 年 3 月 31 日 現在

| | 審議会等名 | 現員数 | 女性の委員数 | 割合 (%) |
|----|----------------------|-----|--------|--------|
| 1 | 教育委員会 ※委員により任期が異なる | 6 | 3 | 50.0 |
| 2 | 選挙管理委員会 | 4 | 2 | 50.0 |
| 3 | 公平委員会 | 3 | 1 | 33.3 |
| 4 | 監査委員 ※委員により任期が異なる | 2 | 0 | 0.0 |
| 5 | 農業委員会 | 36 | 4 | 11.1 |
| 6 | 固定資産評価審査委員会 | 3 | 0 | 0.0 |
| 7 | 雲南市情報公開審査会 | 5 | 1 | 20.0 |
| 8 | 雲南市人権センター運営審議会 | 15 | 3 | 20.0 |
| 9 | 雲南市企業立地審査会 | 8 | 2 | 25.0 |
| 10 | 雲南市男女共同参画推進委員会 | 15 | 9 | 60.0 |
| 11 | 身体教育医学研究所うんなん運営委員会 | 16 | 0 | 0.0 |
| 12 | 雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会 | 10 | 2 | 20.0 |
| 13 | 雲南市土地区画整理審議会 | 10 | 0 | 0.0 |
| 14 | 雲南市図書館協議会 | 13 | 9 | 69.2 |
| 15 | 雲南市国民健康保険運営協議会 | 20 | 7 | 35.0 |
| 16 | 民生委員推薦会 | 7 | 2 | 28.6 |
| 17 | 雲南市予防接種健康被害調査委員会 | 5 | 0 | 0.0 |
| 18 | 雲南市都市計画審議会 | 15 | 3 | 20.0 |
| 19 | 雲南市環境審議会 | 12 | 4 | 33.3 |
| 20 | 雲南市営住宅入居者選考委員会 | 6 | 1 | 16.7 |
| 21 | 雲南市文化財保護審議会 | 9 | 1 | 11.1 |
| 22 | 社会教育委員 | 12 | 5 | 41.7 |
| 23 | 雲南市個人情報保護審査会 | 5 | 1 | 20.0 |
| 24 | 幡屋財産区管理会 | 7 | 0 | 0.0 |
| 25 | 雲南市水道事業に関する審議会 | 12 | 3 | 25.0 |
| 26 | 雲南市下水道事業に関する審議会 | 12 | 3 | 25.0 |
| 27 | 雲南市防災会議 | 36 | 4 | 11.1 |
| 28 | 行政相談委員 | 6 | 2 | 33.3 |
| 29 | 人権擁護委員 ※委員により任期が異なる | 14 | 8 | 57.1 |
| 30 | 民生委員・児童委員 | 142 | 52 | 36.6 |
| 31 | スポーツ推進委員 | 43 | 13 | 30.2 |
| 32 | 保護司 ※委員により任期が異なる | 32 | 8 | 25.0 |
| 33 | 健康福祉部所管指定管理候補者選定委員会 | 6 | 2 | 33.3 |
| 34 | 雲南市健康都市宣言策定委員会 | 10 | 1 | 10.0 |
| 35 | 雲南市子ども・子育て会議 | 15 | 8 | 53.3 |
| | | 572 | 164 | 28.6 |

計画の数値目標

| 基本目標 | 基本課題 | 項目 | H18 4/1 | H22 年度末 | H23 年度末 | H24 年度末 | H25 年度末 | H26 年度末 | 目標数値 (H27～) | 所管課 |
|------|------|--|--------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------------------|
| I | 1 | (1)啓発パネル展の実施回数 | 1か所 | 8か所 (H21) | 6か所 (H22) | 10か所 | 19か所 | 9か所 | 15か所 | 男女共同参画センター総合センター |
| | | (1)男女共同参画に関する講演会の参加者数 | | 380人 (H21) | 921人 (H22) | 962人 | 712人 | 1,297人 | 1,000人 | |
| II | 1 | (24)性別による役割分担に否定的な人の割合 | 62.2% | 61.3% | — | — | — | 64.0% | 75.0% | 同センター |
| | | (24)社会全体における男女の平等感 | 12.5% | 18.6% | — | — | — | 16.8% | 50.0% | 同センター |
| | | (24)男女が平等に扱われていると感じる割合 | 男 61.3% 女 45.0% | | 63.0% 40.9% | 61.3% 43.1% | 68.1% 53.5% | 60.2% 43.4% | 68.0% 54.0% | 政策推進課 |
| III | 1 | (27)市の審議会等への女性の参画率(法律・条例) | 26.50% | 29.9% | 29.8% | 28.7% | 28.6% | 26.9% | 40.0% | 各課 |
| | | (27)女性の参画がゼロの審議会等の数(審議会等合計) | 11 (39) | 5 (33) | 5 (33) | 5 (32) | 6 (35) | 7 (37) | 0 | 各課 |
| IV | 1 | (31)「生活自立支援のための講座」などを開催している地域自主組織 | 3館 | 13館 | 14か所 | 9か所 | 11か所 | 15か所 | 15か所 | 地域振興課 男女共同参画センター |
| | | (38)延長保育 | 4か所 | 7か所 (H21) | 7か所 (H22) | 7か所 | 7か所 | 7か所 | 9か所 (H 31) | |
| | 2 | (38)一時保育 | 6か所 | 7か所 (H21) | 7か所 (H22) | 7か所 | 7か所 | 7か所 | 8か所 (H 31) | 子育て支援課 |
| | | (38)休日保育(一時預かり) | 0か所 | 1か所 (H21) | 1か所 (H22) | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 子育て支援課 |
| | | (38)病後児保育 | 1か所 | 2か所 (H21) | 2か所 (H22) | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 3か所 (H 28) | 子育て支援課 |
| | | (38)子育て支援センター数 | 9団体 | 5か所 (H21) | 5か所 (H22) | 5か所 | 5か所 | 5か所 | 5団体 | 子育て支援課 |
| | | (38)放課後児童クラブ数 | 7か所 | 9か所 (H21) | 8か所 (H22) | 9か所 | 9か所 | 9か所 | 12か所 (H 30) | 子育て支援課 |
| V | 5 | (50)女性農業委員数 | 3人 | 5人 (H21) | 4人 (H22) | 4人 | 4人 | 2人 | 4人 | 農業委員会 |
| | | (50)女性農業土数 | 4人 | 2人 (H21) | 2人 (H22) | 2人 | 2人 | 2人 | 4人 | 農林振興課 |
| | 6 | (51)農林水産業関係の女性生産活動グループ数 | 10団体 | 10団体 (H21) | 10団体 (H22) | 10団体 | 10団体 | 10団体 | 12団体 | 産業推進課 農林振興課 |
| | | (52)家族経営協定締結農家数 | 14戸 | 14戸 | 14戸 | 14戸 | 16戸 | 16戸 | ※平成27年度より削除 | 農林振興課 |
| | | (53)男女共同参画の視点に立った学習会等を開催している地域自主組織 | 12館 | 9館 | 4か所 | 6か所 | 14か所 | 13か所 | 15か所 | 地域振興課 男女共同参画センター |
| VI | 1 | (65)人権・男女共同参画の視点立った市職員等研修の参加率(1回以上/年間) | 72.9% | 63.9% (H21) | 77.7% (H22) | 84.7% | 100% | 100% | 100% | 人事課 男女共同参画センター人権センター |
| | | (67)女性の管理職への登用率 | 21.1% | 21.2% | 20.0% | 18.9% | 21.1% | 20.4% | 25.0% | |
| | 2 | (68)市役所男性職員の育児休業取得者数 | 0人 | 0人 (H21) | 0人 (H22) | 0人 | 2人 | 0人 | 1人以上 | 人事課 |

参考資料

■平成26年度雲南市男女共同参画推進委員会委員（順不同、敬称略）

| 選出区分 | 番号 | 委員氏名 | 所属機関・団体名等 | 住所 【事業所所在地】 |
|----------|----|--------|-------------------------------------|----------------|
| 識見を有する者 | 1 | 吾郷 康子 | | 雲南市木次町 |
| | 2 | 片岡 佳美 | 島根大学法文学部 准教授（識見者） | 松江市 |
| | 3 | 永井 まゆみ | 男女共同参画まちづくりネットワーク会議 | 雲南市三刀屋町 |
| | 4 | 永瀬 豊美 | 前教育委員長（識見者） | 雲南市木次町 |
| 各種団体の代表者 | 5 | 飯塚 良治 | 雲南市小中学校長会代表（佐世小学校） | 雲南市大東町 |
| | 6 | 白築 俊幸 | 雲南市議会代表 ※平成26年4月～12月まで | 雲南市掛合町 |
| | 6 | 佐藤 隆司 | 雲南市議会代表 ※平成26年12月～平成27年3月まで | 雲南市木次町 |
| | 7 | 園山 充彰 | 雲南地域同和問題企業等連絡協議会 (株式会社中電工雲南営業所長) | 雲南市木次町 |
| 公募による市民 | 8 | 小田川 純子 | 公募による市民 | 雲南市木次町 |
| | 9 | 加納 佳子 | 公募による市民 | 雲南市大東町 |
| | 10 | 齊藤 佐恵子 | 公募による市民 | 雲南市加茂町 |
| | 11 | 高橋 観山 | 公募による市民 | 雲南市三刀屋町 |
| | 12 | 松島 俊枝 | 公募による市民 | 雲南市吉田町 |
| | 13 | 山崎 慶子 | 公募による市民 | 雲南市大東町 |
| | 14 | 吉長 雅昭 | 公募による市民 | 雲南市吉田町 |

■役員会長：吾郷康子 副会長：吉長雅昭

■事務局

総務部

部長 長谷川 和男
次長 中村 清男

総務部人権推進室・男女共同参画センター

所長 坂本 武男
次長 上田 浩
主幹 吾郷 静
副主幹 田中 司
女性相談員 陶山かおり

雲南市男女共同参画推進条例

平成 16 年 11 月 1 日
条例第 12 号

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法にうたわれており、男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。男女共同参画はすでに世界の大きな流れであり、国際連合における国際的な合意に基づくものであるとともに、これまで男女平等の実現に向けた様々な取り組みが国内外において進められてきた。

しかし、社会のあらゆる分野において性別によって役割を分ける社会通念、慣習、しきたりがいまなお根強く残っており、とりわけ、職場、家庭、地域社会においては、男女の平等が充分には実現されていない状況にある。

一方、少子高齢化や家族・地域社会の変化、情報技術等の急速な進展により、女性の社会進出が一層求められている。国においては、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号。以下「法」という。）が制定され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の形成は 21 世紀の最重要課題と位置付けられている。

このような状況を踏まえ、雲南市においても、男女共同参画社会の形成は新しい価値の創造であり、市民のだれもが安心して生き生きと豊かに暮らしていくためには、地域の特性に応じた男女共同参画の総合的かつ計画的な推進について、市、市民及び事業者が協力、連携して取り組むことが重要である。

ここに雲南市の男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会の実現を目指す。

（目的）

第 1 条 この条例は、法にのっとり、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に發揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において営利・非営利、個人・法人を問わず事業を営んでいるものをいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方に不快を与えその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別の取扱いを受けることなく平等に扱われ、自己の意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、個性と能力を發揮する機会が確保されること、男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）が根絶されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること及びその他の男女の人権が尊重されることを基本として行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、固定的な性別役割分担意識に基づく社会における制度又は慣習を見直し、男女が社会における活動において多様な生き方を選択することができるることを基本として行われなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において政策方針の決定、計画の立案等に男女が共同して参画する機会が確保されることを基本として行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に家事、育児、介護について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようすることを基本として行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の形成促進の取り組みが国際的協調の下で推進されることを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画施策の策定及び実施に当たり、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び県と相互に連携及び協力して取り組むものとする。

4 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭・職場・地域社会・学校などで固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣習を見直すように努め、あらゆる分野において男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、基本理念についての理解を深め、市が実施する男女共同参画の推進のための施策に積極的に協力、協働するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念についての理解を深め、男女が職場における活動に対等

に参画する機会の確保に努めるとともに、職場における活動と家庭生活における活動、その他の活動とを両立して行うことができる職場環境にするよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するとともに、市から要請があったときには男女共同参画の推進状況を明らかにするよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会、職場、家庭、学校、地域等あらゆる場において、性別による差別的扱いを行ってはならない。

2 何人も、社会、職場、家庭、学校、地域等あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 夫婦間を含むすべての男女間における身体的、精神的、性的及び経済的等すべての暴力や虐待を禁止する。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報の表現で、男女間における暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントを助長したり、連想させるようなものは行わないよう努めなければならない。

(男女共同参画計画)

第9条 市は、法第14条第3項に基づき雲南市の男女共同参画に関する計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 前項の男女共同参画計画の策定に当たっては、広く市民の意見を反映できるよう努めるとともに、雲南市男女共同参画推進委員会の意見を聽かなければならない。

3 市は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前3項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合に準用する。

(施策の実施等に当たっての配慮)

第10条 市は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女共同参画推進月間)

第11条 市は、市民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(広報活動等)

第12条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(教育における配慮)

第13条 市は、学校教育及び生涯教育において、基本理念に配慮した教育が行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するものとする。

(市民及び事業者への支援)

第15条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進に関する取り組みを支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(相談及び苦情への対応)

第16条 市長は、性別に基づく差別、人権の侵害、男女間における暴力的行為などに関する相談及び苦情に対する助言、指導を行う苦情相談窓口を置き、他の苦情処理機関等と連携をとり、相談者に対し必要な支援を行うなど解決に努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の苦情の処理に当たり、雲南市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画施策を推進するため、必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、調査研究の結果を公表するものとする。

(年次報告)

第18条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画推進委員会の設置)

第19条 市は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、雲南市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1） 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

（2） 市が実施する男女共同参画施策の実施状況について意見を述べること。

（3） 第9条第2項及び第16条第2項によりその権限に属させられた事務

3 男女いずれかの一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

雲南市男女共同参画推進条例施行規則

平成 16 年 11 月 1 日
規則第 9 号
改正 平成 17 年 9 月 30 日規則第 29 号
平成 21 年 4 月 1 日規則第 34 号
平成 23 年 3 月 31 日規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、雲南市男女共同参画推進条例（平成 16 年雲南市条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進委員)

第 2 条 条例第 19 条に規定する推進委員会の委員（以下「推進委員」という。）は、15 人以内で構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 3 条 推進委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進委員会)

第 4 条 推進委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、推進委員のうちから互選する。
- 3 会長及び副会長は、それぞれ性別を異にする者とする。
- 4 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 会会長は、必要があると認めるときは、推進委員会へ委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(推進委員会議)

第 5 条 推進委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 推進委員会は、推進委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 推進委員会の議事は出席推進委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(推進委員会の部会)

第 6 条 推進委員会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の名称及び部会に属すべき推進委員は、会長が定める。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する推進委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査検討した結果を推進委員会に報告しなければならない。
- 5 部会は、調査検討の終了とともに解散するものとする。

(資料の提出その他の協力)

第7条 推進委員及び推進委員会は、心要があると認めるときは、関係者に意見を求める、又は資料の提出及び協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、人権推進室において処理する。

(苦情相談窓口)

第9条 条例第16条に規定する苦情相談窓口は、人権推進室に置く。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定に関わらず、当初の委員の任期は市長が委嘱した日から平成19年3月31日までとする。

附 則

(平成17年9月30日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

(平成21年4月1日規則第34号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(平成23年3月31日規則第33号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

雲南市男女共同参画センターの設置に関する規則

平成 20 年 3 月 25 日
規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、雲南市男女共同参画推進条例（平成 16 年雲南市条例第 12 号）の規程に基づき、雲南市における男女共同参画社会づくりを推進するため、男女共同参画の確立や女性問題の解決に向けた支援等を行う雲南市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 雲南市男女共同参画センター 位置 雲南市木次町新市 3 番地

(所掌事務)

第 3 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画意識の普及に関すること。
- (2) 男女共同参画促進のための人材育成に関すること。
- (3) 女性に対する暴力への対策に関すること。
- (4) その他男女共同参画推進に関すること。

(組 織)

第 4 条 センターに所長、その他必要な職員を置き、雲南市人権センター職員をもって充てる。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

雲南市男女共同参画推進本部設置要綱

平成 20 年 6 月 25 日

訓令第 10 号

改正 平成 21 年 4 月 1 日訓令第 10 号

平成 23 年 3 月 31 日訓令第 10 号

平成 23 年 3 月 31 日訓令第 22 号

(設置)

第 1 条 雲南市男女共同参画推進条例（平成 16 年雲南町条例第 12 号。以下「条例」という。）に基づき、雲南市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 推進本部は、雲南市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 雲南市男女共同参画計画における具体的施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関し、関係する部課等の総合的な連絡調整に関すること。
- (3) 前 2 号に定めるもの他、前条の目的を達成するために必要な事項に関するこ。

(組織)

第 4 条 本部は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長及び教育長
- (3) 本部員 別表第 1 に掲げる職にある者

(会議)

第 5 条 推進本部は、本部長が招集し、本部長は、会議の議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係する職員を推進本部の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(連絡会)

第 6 条 推進本部に連絡会を置く。

- 2 連絡会は、推進本部の指示することについて、調査及び検討するものとする。
- 3 連絡会委員は、別表第 2 のとおりとする。
- 4 連絡会に会長をおき、会長は連絡会に属する会員のうちから本部長が指名する。
- 5 会長は、連絡会の事務を掌理し、連絡会において、調査、検討した結果を本部長に報告しなければならない。

(庶務)

第 7 条 推進本部の庶務は、総務部人権推進室において処理する。

(その他)

第 8 条 この訓令に定めるものほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 5 月 23 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日訓令第 10 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

雲南市男女共同参画推進本部本部員名簿

| 役 職 | 職 名 |
|-----|-------------|
| 本部員 | 政策企画部長 |
| // | 総務部長 |
| // | 市民環境部長 |
| // | 健康福祉部長 |
| // | 子ども政策局長 |
| // | 産業振興部長 |
| // | 建設部長 |
| // | 会計管理者 |
| // | 議会事務局長 |
| // | 水道局長 |
| // | 教育委員会教育部長 |
| // | 雲南市立病院事業管理者 |
| // | 雲南市立病院事務部長 |
| // | 監査委員事務局長 |
| // | 大東総合センター所長 |
| // | 加茂総合センター所長 |
| // | 木次総合センター所長 |
| // | 三刀屋総合センター所長 |
| // | 吉田総合センター所長 |
| // | 掛合総合センター所長 |
| // | 総務部次長 |

※事務局：総務部人権推進室

別表第2（第6条関係）

雲南市男女共同参画推進本部連絡会委員名簿

| 所 属 | 職 名 |
|--------|-------|
| 政策企画部 | 次長 |
| 総務部 | 次長 |
| | 人事課課長 |
| 市民環境部 | 次長 |
| 健康福祉部 | 次長 |
| 子ども政策局 | 次長 |
| 産業振興部 | 次長 |
| 建設部 | 次長 |
| 水道局 | 次長 |
| 教育委員会 | 次長 |
| 雲南市立病院 | 事務部次長 |

※次長がいない場合は課長が委員となる

雲南市男女共同参画まちづくりネットワーク会議会則

(名称)

第1条 本会は、雲南市男女共同参画まちづくりネットワーク会議と称する。

(目的)

第2条 本会は、男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、社会の対等な構成員として自らの意思により家庭、地域、学校、職場、その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる男女共同参画社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研修・啓発の実践活動に関すること。
- (2) 講演会、研修会の開催に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体等との連携に関すること。
- (4) その他、目的達成のために必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 会員は、本会の目的に賛同する雲南市男女共同参画推進委員会委員、オブザーバー委員及び島根県男女共同参画サポーター並びに男女共同参画に関係する機関、団体の代表者及び個人をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に会長1名、副会長1名、事務局長1名を置く。

(役員の選出)

第6条 本会の役員は、会員の互選により会議において選出する。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会務を処理する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、役員に欠員が生じたときは、後任者をもってこれにあて、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、必要に応じて会長がこれを招集する。また会議の議長は、会長がこれにあたる。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、事務局長の所属する雲南市男女共同参画センター内に置き、会務を処理する。

(補則)

第11条 この会則に定めるもののほか本会の運営に必要な事項は、会議において別に定める。

附 則

この会則は、平成20年7月17日から施行する。

附 則

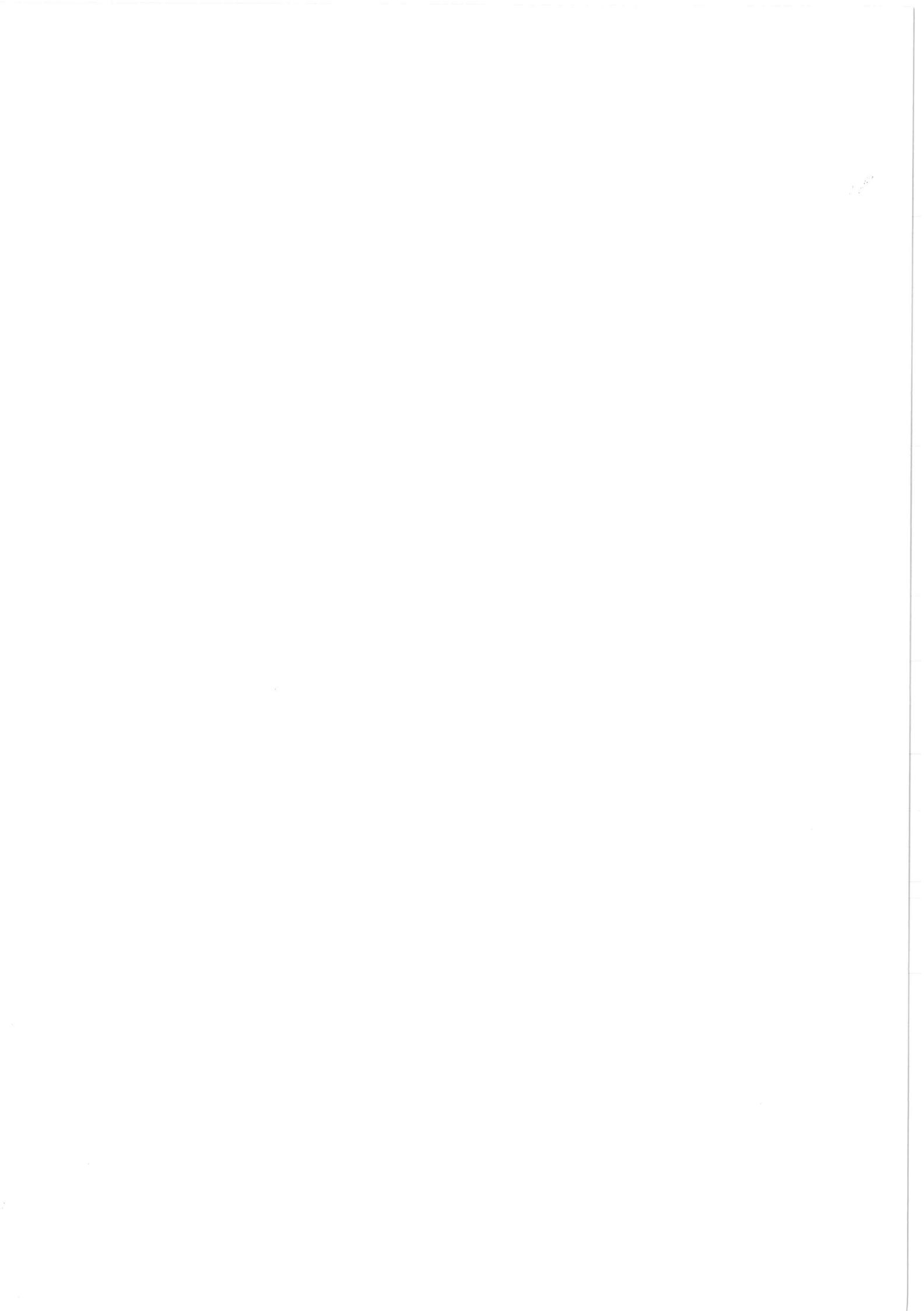
この会則は、平成22年6月4日から施行する。

用語解説

| 用語 | 解説 |
|-------------------------------|---|
| エンパワメント (女性の能力育成・開発) | 力をつけること。誰もが本来持っている個性や能力を学習によって引き出し、政治的、経済的、社会的、文化的に力をもった存在になることをいいます。 |
| お弁当の日 | あらかじめ決められた日に、子どもたちができるだけ一人で弁当を作り、それを学校へ持って行って食べる日です。家族の会話やふれあいを増やし、子どもたちに「生きる力」「いのちを大切にする気持ち」「人への感謝の気持ち」を育成することをねらいとしています。雲南市内全小中学校で行う「夢」発見プログラムに位置付けています。 |
| キャリア教育推進プログラム (「夢」発見プログラム) | 「キャリア教育」とは、「児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育」とされています。雲南市の子どもたちが「ふるさと雲南」の地域資源「人・もの・こと」や伝統文化にふれ、温かい人々との交流を通して、将来への夢や希望、勤労観、職業観を発達段階に応じて身に付ける学習プログラムのことと言い、雲南市では「夢」発見プログラムと命名しています。 |
| 固定的性別役割分担意識 | 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方をいいます。(内閣府第3次男女共同参画基本計画より) |
| 参加と参画 | 「参加」は仲間に加わること。「参画」は、単に参加するだけではなく、企画立案や決定に自らの意思で関わり、意見や考えをだし、負担も担い合うという主体的・積極的な態度や行動をいいます。 |
| ジェンダー | 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス /sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性のべつを「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。(内閣府第3次男女共同参画基本計画より) |
| ジェンダーチェック | 日常生活の中で当たり前と見過ごしている性差別的な意識や言動に気づき、見直していくため、自分の考え方や行動を振り返りながら設問に回答し、自分がチェックすることで、ジェンダー意識の現状を認識することをいいます。 |

| | |
|--------------------|---|
| 人権文化 | 日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを自然と感じ、考え、行動することが定着した生活のありようそのものをいいます。 |
| 生活困窮者自立支援法 | 生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援し、自立の促進を図る法律(平成25年法律第105号)。2013年(平成25)12月成立、平成27年4月施行。生活困窮者とは、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者をいいます。法律では福祉事務所設置自治体が実施主体となり、対象者に向けて以下の五つの支援事業を行うことを定めています。(1)自立相談支援事業 就労支援や自立の相談に応じます。(2)住宅確保給付金の支給 離職などにより、住宅を失った生活困窮者に家賃相当の給付金を支給します。(3)就労準備支援事業 就労に必要な訓練を有期で実施します。(4)一時生活支援事業 住居のない生活困窮者に対し、一定期間宿泊場所を提供します。(5)家計相談支援事業 家計に関する相談、家計管理に関する指導、資金貸付けの斡旋(あっせん)などを行います。 |
| DV(ドメスティック・バイオレンス) | 日本語に直訳すると「家庭内の暴力」となり、一般的には「配偶者または同居などで事実婚関係にある男女、または元配偶者など親密な関係にあった男女からふるわれる暴力」とされています。具体的には殴る、蹴る、刃物をつきつけるなどの「身体的暴力」、大声で怒鳴る、無視するなどの「精神的暴力」、手紙やメールをチェックする、友人とのつきあいを監視するなどの「社会的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、性行為の強要や避妊しないなどの「性的暴力」があります。DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、個人の尊厳を害するものであり決して許されません。平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、被害者は一時保護や保護命令の申請などが可能になりました。 |
| デートDV | 高校生や大学生など若い世代における「交際相手(恋人)からの暴力」「結婚していない男女間での暴力行為」のことをいいます。(島根県資料より)内閣府が平成20年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」において、10歳代、20歳代のときの交際相手から被害を受けたことが「あった」と回答した方は、女性13.6%、男性4.3%でした。暴力には、配偶者からの暴力と同様に「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」が含まれ、日本では最近になって問題視されるようになりました。内閣府では、若年層に対して、交際相手や配偶者からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが、男女間における暴力の防止に有用であると考え、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に向けた啓発の実施を目的に、予防啓発プログラムの開発などを行っています。(内閣府男女共同参画局作成の資料より) |
| ノーマライゼーション | 障がい者や高齢者など社会的に不利を負いやすい人たちを包含するのが通常の社会であり、他の人たちと同等の権利を享受し、共に生活し活動することが、社会の本来あるべき姿であるという考え方をいいます。 |

| | |
|---------------------------------|--|
| ハラスメント | 他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。セクシュアル・ハラスメント…、本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動を指します。パワー・ハラスメント…同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。マタニティ・ハラスメント…働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受ける精神的・肉体的いやがらせのことを指します。 |
| ポジティブアクション(積極的改善措置) | 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。「男女共同参画社会基本法」第二条では「積極的改善措置」として規定されています。我が国では、審議会等委員の登用や公務員の採用、登用等で積極的改善措置を進めており、企業でも男女労働者間における格差解消に積極的に取り組む姿勢が広がりつつあります。 (内閣府男女共同参画局作成の資料より) |
| メディア・リテラシー | メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。(内閣府第3次男女共同参画基本計画より) |
| ユニバーサルデザイン | 障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。(内閣府第3次男女共同参画基本計画より) |
| ライフステージ | 人間の一生を段階によって区分すること。通常は幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期に分けています。 |
| リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利) | リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、1994年(平成6年)の国際人口／開発会議の「行動計画」及び1995年(平成7年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。」とされています。また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。 (内閣府第3次男女共同参画基本計画より) |
| ロールモデル | 具体的な行動技術や行動事例を模倣・学習する対象となる人材をいいます。 |
| ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) | 家庭責任を果たしたり、健康保持、自己研修等のため、文字通り、仕事と生活のバランスを整えることです。要すれば、「働き方の見直し」を行うことですが、単に労働時間を短くするということではなく、仕事の進め方や時間管理の効率化を進めると共に、短時間勤務、フレックスタイム制、在宅勤務、多目的な長期休業などの多様な時間制度を選択できる柔軟な就業環境を整えることを指します。(内閣府男女共同参画局作成の資料より) |



発行編集 雲南市男女共同参画センター

〒699-1334

島根県雲南市木次町新市3番地

T E L 0854-42-1767

F A X 0854-42-1839

e-mail : danjyokyoudou@city.unnan.shimane.jp
